

令和 6 年 1 2 月 5 日

お客さま各位

西中国信用金庫

「当座勘定規定（一般用）」の一部改正について

平素は 格別のお引き立てを賜り、誠にありがとうございます。

当金庫では、払戻請求書による当座勘定からの払戻しの取扱開始に伴い、下記のとおり当座勘定規定を一部改正させていただきます。

なお、改正後の規定は、本改正前よりお取引をいただいているお客さまにも適用させていただきますので、予めご了承ください。

記

1. 改正する規定

当座勘定規定（一般用）

2. 改正日

令和 7 年 2 月 3 日（月）

3. 改正箇所

改 正 後	改 正 前
第 7 条（手形、小切手等の支払い） (1) } (省 略) ~ } (2) } (3) 当座勘定の払戻しの場合には、小切手または当金庫所定の払戻請求書を使用してください。 (4) 前項の払戻しに払戻請求書を使用する場合は、届出の印章により記名押印のうえ、提出してください。 また、払戻しに際して、当金庫所定の本人確認書類の提示等を求めることがあります。 求められた本人確認書類の提示等がない場合には、取引を行うことができません。	第 7 条（手形、小切手の支払） (1) } (省 略) ~ } (2) } (3) 当座勘定の払戻しの場合には、小切手を使用してください。 } (新 設)
第 12 条（手数料等の引落し） (1) 当金庫が受取るべき貸付金利息、割引料、手数料、保証料、立替費用、その他これに類する債権が生じた場合には、小切手または払戻請求書によらず、当座勘定からその金額を引落すことができるものとします。 (2) （省 略）	第 12 条（手数料等の引落し） (1) 当金庫が受取るべき貸付金利息、割引料、手数料、保証料、立替費用、その他これに類する債権が生じた場合には、小切手によらず、当座勘定からその金額を引落すことができるものとします。 (2) （省 略）

改正後	改正前
第17条（印鑑照合等） （1）手形、小切手、<u>払戻請求書</u>または諸届け書類に使用された印影または署名（電磁的記録により当金庫に画像として送信されるものを含みます。）を、届出の印鑑（または署名鑑）と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いしましたうえは、その手形、小切手、<u>払戻請求書</u>、諸届け書類につき、偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。 （2） ～ （3） （省 略）	第17条（印鑑照合等） （1）手形、小切手または諸届け書類に使用された印影または署名（電磁的記録により当金庫に画像として送信されるものを含みます。）を、届出の印鑑（または署名鑑）と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いしましたうえは、その手形、小切手、諸届け書類につき、偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。 （2） ～ （3） （省 略）

以 上